

示指の亡失が高く評価されてきたと考えられる背景

示指の亡失については、現行の障害等級表上母指及び示指以外の指の2本の亡失と同じ等級に位置づけられており、上記のとおり機能的にみて不相当に高い評価となっているが、当該部分の規定は、戦前である昭和11年に改正された工場法施行令の規定をそのまま基本的に引き継いでいるものである。

さて、兵役は、戦前においては本邦における最も重大な義務とされており、兵役を免れるために身体を傷つけた場合には、3年以下の懲役に処せられることとされていた。

この兵役法は昭和2年に制定されているが、これを受けて昭和3年に陸軍身体検査規則が制定されている。その内容を見ると、「母指若しくは示指の欠損、強剛又はその他の2指以上の欠損にして、著しく把握に妨げあるもの」は不合格にすると規定している。

これは、母指若しくは示指の欠損の場合には、兵役という当時では最大の国民の義務を果たすことができないと規定しているものであり、例えば両眼を失明したもの、言語の機能を廃したもの、両耳の聴力を失ったもの等現行では障害等級1級又は4級としているものと同様の評価としていることからわかるように、母指や示指の欠損を非常に高く評価していたことがわかる。

また、他の手指に係る陸軍の身体検査規則の規定をみると、母指>示指>中指=環指>小指という考えかたを採っており、工場法の規定もこの考え方と全く同一の考え方を採用していることから、必然的に示指が特段に高いものとなっている。これは当時の社会通念ないし社会的要請（銃器を取り扱えるか否かが重要）を踏まえて高い評価をしたと推定される。